

北海道農業経営基盤強化促進基本方針（案）についての意見募集結果

令和5年（2023年）3月29日

北海道農業経営基盤強化促進基本方針（案）について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、1個人、1団体から、延べ2件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する道の考え方※
各基本方針の見直しについて、単なる語句修正としたのは何故か。 今回の改正は法律の改正に伴う地域計画の策定や人・農地プランの法定化など、大きな制度の見直しであることから、道の基本方針も大幅に見直すべきではないのか。 (札幌市)	北海道農業経営基盤強化促進基本方針は策定から10年後を目標とし、おおむね5年ごとに見直す中期計画であり、北海道農業・農村基本条例に基づき策定している、「第6期北海道農業・農村振興推進計画」をはじめとする諸計画と連動して、施策の推進を図っています。 また、国においては、食料安全保障の観点などから、食料・農業・農村基本法の下での施策の検証作業が始まっており、その結果を踏まえた基本法の改正も検討されている模様であるため、期中において大幅な改訂を行うべきではないと考えております。 C
第4の1の「農業を担う者の確保及び考え方」の最終行（14）において、「～多様な人材の受入れを推進する。」とあるが、いわゆる半農半Xのような形態も含めるのか。 その場合、第2及び3の経営指標には合致しないと思われるが、どうか。 (札幌市)	この「多様な人材」は、パートなどの短期雇用や農福連携、外国人材などの担い手を支える雇用人材のことを指しており、これら多様な雇用人材を受け入れた「担い手」が、指標となる効率的かつ安定的な農業経営をめざすことを旨としています。 C

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

農政部農業経営局

農業経営課（利用集積係）

電話011-231-4111

内線 27-374